

かんぽ生命保険の新規業務に対する主な意見とそれに対する当委員会の考え方

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
1	保険料の利殖効果を高め返戻率を改善する内容で、子供の教育資金を準備したいというお客さまのニーズに応え、利便性の向上を実感できる新商品であり、全国の隅々まで張り巡らされた郵便局ネットワークを活用して提供することができ、お客さまと直接接する私どもとしても、本改定案に賛同する。 郵政民営化委員会におかれては、郵政民営化法の基本理念を踏まえ、利用者にもたらされる利便性の向上を重視いただくとともに、届出制への移行の趣旨に鑑み、速やかなかんぽ生命保険の新商品提供への支援をお願いする。(全国郵便局長会) 従来の商品に比べ、お客さまに満足いただける内容であり、販売する社員も提供しやすいものであるとの認識の下、改定内容に賛同。速やかに実施できるよう支援いただきたい。(日本郵政グループ労働組合) 郵政民営化法第 138 条の 2 第 2 項においてかんぽ生命に課せられている他の生命保険会社との適正な競争環境の確保について、実効性のある評価・検証を期待する。(在日米国商工会議所)	○ かんぽ生命は、本件新規業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係と利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。 ○ 本件新規業務については、この配慮義務について、かんぽ生命から提出された書面をもとに調査審議を行ったが、その実施については問題ないと考えられる。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
	調査審議にあたって、生保労連がこれまでに申し述べてきた危惧・懸念等を十二分に考慮の上、民間生命保険会社で働く者の意見も十分に踏まえ、新規業務に係る配慮義務を履行する公平・中立な第三者の立場から適切な判断がなされるよう改めて要望する。（全国生命保険労働組合連合会） 民間生命保険会社との間の適正な競争関係等への影響を検証することに加え、かんぽ生命における配慮義務の遵守状況について業務開始時や開始後において適切に確認するとともに販売状況等の継続的な検証を実施するなど、中長期に及ぶ影響を考慮したうえで、公平・中立な第三者の立場から、民間生命保険会社に与える影響について慎重に検証いただくことを要望する。（一般社団法人生命保険協会）	

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
2	かんぽ生命が平成 26 年 4 月に学資保険を改定した際、他の民間生保各社がかんぽ商品と同等の商品改定を行う中、販売件数を大きく進展させ、圧倒的な販売シェアを獲得した。その背景には、依然として存在しているかんぽ生命に対する国民・消費者の根強い信頼感、ブランド力があることがうかがえる。 日本郵政が保有するかんぽ生命株式が約半分（49.9%）となったとはいえ、引き続き間接的な政府関与が存在する中で今般の改定が行われることとなれば、平成 26 年改定時と同様の状況が十分に起こり得るものと強く懸念している。（全国生命保険労働組合連合会） 戻り率の向上がなされた平成 26 年 4 月の学資保険改定時に大きくシェアを獲得した過去の経緯を踏まえると、今般の戻り率の改善により更なる販売増が見込まれ、市場へ影響を及ぼす懸念があるものと考えている。（一般社団法人生命保険協会）	○ かんぽ生命の保有契約件数（年金保険を除く。）のシェアは、平成8年度末の 39.3%から減少を続け、令和3年度末では 11.3%まで大幅にシェアを下げており、ご指摘のような消費者が有するかんぽ生命に対する信頼感等を背景とした高い競争力があるような状況とは考えていない。 ○ 本件新規業務については、配慮義務について、かんぽ生命から提出された書面（収支の見込み等を含む。）をもとに調査審議を行ったが、その実施については問題ないと考えられる。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
3	業務開始後の確認や検証等が、過度に行われることがないよう、願います。（全国郵便局長会） 新規業務の実施状況についての過度な確認・検証とならないよう要望。（日本郵政グループ労働組合） 仮に今般届出がなされた「学資保険の改定」を取り扱う際においては、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に配慮の上、販売状況等の継続的な調査・検証等を実施するよう要望する。（全国生命保険労働組合連合会） 民間生命保険会社との間の適正な競争関係等への影響を検証することに加え、かんぽ生命における配慮義務の遵守状況について業務開始時や開始後において<u>適切に確認するとともに販売状況等の継続的な検証を実施する</u>など、中長期に及ぶ影響を考慮したうえで、公平・中立な第三者の立場から、民間生命保険会社に与える影響について慎重に検証いただくことを要望する。 【再掲】（一般社団法人生命保険協会）	○ 業務開始後においても、適切な確認・検証等を行う場合に備え、かんぽ生命においては、本件新規業務に関する年間販売状況を当委員会に報告していただく必要があると考える。 ○ 当委員会としては、かんぽ生命の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、当委員会において確認や検証等を行うことについて検討して参りたい。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
4	先ずもって民間生命保険会社との公平・公正な競争条件の確保に向けて、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた道筋が早期に示され、着実に実行されることを強く要望する。(全国生命保険労働組合連合会) かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状のまま、令和4年4月販売開始の「医療特約の改定等」、同年10月販売開始の「契約更新制度の導入等」に加えて今般の「学資保険の改定」と、届出制移行を契機に、適正な競争関係等への影響が想定される新規業務が活発化している現状に憂慮している。 民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」の実現に向けて、日本郵政株式会社が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた道筋が早期に示され、着実に実行されることを強く要望する。(一般社団法人生命保険協会)	○ 金融二社の株式処分について、郵政民営化法では、「その全部を処分することを目指し」、「両社の経営状況、ユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ」、「できる限り早期に、」処分することとされている。 ○ 令和3年6月9日に日本郵政がかんぽ生命に対する議決権保有割合を 49.9%に引き下げたことによって、かんぽ生命の新規業務は、それまでの認可制から届出制に移行したものであり、当委員会としては、郵政民営化法の枠組みの中で、「適正な競争関係の確保」と「役務の適切な提供」の配慮義務について検証を行っているものである。 ○ なお、郵政民営化法上、認可の審査にあたっては、「議決権比率」と「かんぽ生命の経営状況」を考慮することが規定されていたが、届出制のもとでの配慮義務の内容として「議決権比率」等は考慮することとされていない。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
5	金融２社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）のいわゆる上乗せ規制については、これを早期に撤廃し、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務を他の金融機関と同様に速やかに実施できるよう、公平な条件としていただきたい。（全国郵便局長会） 民間企業として当たり前の経営の自由度を確保いただくよう重ねて要望。（日本郵政グループ労働組合）	○ 金融二社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、後者については、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされており（郵政民営化法第8条）、日本郵政による金融二社の全株式処分等の日以後制限が解除されることとなっている。